

市民国際交流推進事業実施要綱

(目的)

第1条 本事業は、鳥取市民が主体となり姉妹都市の韓国・清州市及びドイツ・ハーナウ市、並びに交流都市の中国・太倉市及び中国・オルドス市及びロシア・ウラジオストク市、並びにその他の都市の中国・沙河市、並びに海外協会のブラジル鳥取県人会、並びに環日本海拠点都市会議会員都市の韓国・東海市及び韓国・東草市及び韓国・浦項市及び中国・延吉市及び中国・図們市及び中国・琿春市及びロシア・ナホトカ市及びロシア・ハサン地区（以下「姉妹都市等」という。）を対象として実施する交流事業に対し、市民国際交流推進事業補助金を交付し、もって本市と姉妹都市等との幅広い草の根交流の裾野を広げることがを目的とする。

(事業の内容)

第2条 本事業による補助対象事業は、次の各号のすべてに該当することを要するものとする。

- (1) 鳥取市民を中心に構成される民間団体が事業実施主体であること。
- (2) 経済、文化、スポーツ等分野を問わず、本市と姉妹都市等の市民が参画し、市民レベルでの相互理解と友好親善を促進するものであること。
- (3) 原則として、本市又は姉妹都市等において実施するものであること。
- (4) 営利を目的としない事業であること。
- (5) 市から別途補助を受けていない事業であること。

(補助対象経費)

第3条 本事業の補助対象経費は、補助対象事業の総事業費のうち、食事に該当する経費を除き、次に定める経費とする。

- (1) 渡航運賃（交流事業の経費と認められる額）
- (2) 通訳謝金
- (3) 会場借り上げ料、会場設営費
- (4) 車両借り上げ料
- (5) 原材料費
- (6) 労務費
- (7) 資料等印刷費
- (8) 通信費
- (9) 宿泊料
- (10) その他必要と認められる経費

(補助金の額)

第4条 市は、決定した補助対象事業に対し、予算の範囲内において、補助対象経費の2分の1以内を補助する。

(補助対象事業の募集及び決定)

第5条 市は、本事業による補助対象事業を一般公募する。

2 市は、応募のあった事業について審査し、補助対象事業を決定する。

(その他)

第6条 本要綱に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、企画推進部長が別に定めるものとする。

附 則

本要綱は、平成13年5月10日から施行する。

附 則

本要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

本要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

本要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

本要綱は、平成21年5月2日から施行する。

附 則

本要綱は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

本要綱は、平成23年5月2日から施行する。

附 則

本要綱は、平成24年4月2日から施行する。

附 則

本要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

本要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

本要綱は、令和6年10月1日から施行する。